

Q 夫と離婚 子の養育費確実にしたい

夫と離婚することになりました。10歳と8歳の子供2人は私が引き取って育てていく予定です。夫には離婚後も父親としてきちんと養育費を支払ってもらいたいと思いますが、養育費をもらっていない母子家庭が多いと聞き、心配です。夫に確実に支払ってもらうためには、どうしたら良いでしょうか。

法律 相談室

親は未成年の子に対し、自分と同じ程度の生活を保障しなければならぬといふ高度の扶養義務を負っています。離婚して親権を手放しても親子であることに変わりはないため、子供たちの父親である夫には離婚後も、生活のための養育費を支払う法的義務があります。親は未成年の子に対し、自分と同じ程度の生活を保障しなければならぬといふ高度の扶養義務を負っています。離婚して親権を手放しても親子であることに変わりはないため、子供たちの父親である夫には離婚後も、生活のための養育費を支払う法的義務があります。

親は未成年の子に対し、自分と同じ程度の生活を保障しなければならぬといふ高度の扶養義務を負っています。離婚して親権を手放しても親子であることに変わりはないため、子供たちの父親である夫には離婚後も、生活のための養育費を支払う法的義務があります。

夫が養育費の支払いに同意しない場合や、公正証書の作成を拒否する時には、家庭裁判所に離婚調停を申し立て、その調停手続きの中で養育費について取り決めるべきでしょう。調停は養育費の適正額を判断してもらう手段もあります。調停や裁判で決められた養育費が支払われない場合には、同様に夫の給料の差し押さえなどが可能となります。

養育費を請求する調停は離婚後でも申し立てることができますが、離婚直後か

取り決め 公正証書に

離婚後に養育費が支払われないという事態を防ぐためには、離婚前に養育費について話し合い、取り決めるしておくことが重要です。その際、互いに合意した内容を公正証書に記しておくことで、万が一、約束通りに支払われない場合でも、裁判手続きを経ずに夫の給料などを差し押さえる強制執行を行うことができます。

話し合いの手続きですが、第三者の調停委員が間に入り、双方の収入などに応じて養育費の額を決めていくこととなります。調停で決められた内容は、裁判の判決と同等の効力があります。

また、調停で合意に至らない場合には、離婚訴訟を提起し、裁判手続きの中で養育費の適正額を判断してもらう手段もあります。調停や裁判で決められた養育費が支払われない場合には、同様に夫の給料の差し押さえなどが可能となります。

養育費を請求する調停は離婚後でも申し立てることができますが、離婚直後か

ら滞りなく確実に支払いを受けるためには、離婚前に公正証書や調停で法的強制力のある取り決めをしておくことが大切です。夫との交渉や手続きを一人で行うのは難しいと感じる際には、弁護士など専門家に相談することをお勧めします。

(回答〓有馬ゆきみ弁護士)



県弁護士会
マスコットキ
ャクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。